

川監委発第165号
令和3年12月24日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 桐野忠様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 矢部節
同 三上喜久蔵

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

文化スポーツ部

文化芸術振興課、スポーツ振興課、国際文化交流課、美術館
福祉部

福祉推進課、指導監査課、生活福祉課、障害者福祉課、地域包括ケア推進課、
高齢者いきがい課、介護保険課

第3 監査の期間

令和3年8月23日から令和3年12月24日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和3年度（4月から8月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した。今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行

4 補助金の交付事務について

・4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

5 旅費の支出事務について

着眼点 ①目的及び履行

6 備品管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況

7 情報管理について

着眼点 ①管理状況

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、矢部節、三上喜久蔵

第6 監査の結果

監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【文化スポーツ部】

令和2年度のスポーツ振興課の補助金の交付事務について、川越市総合型地域スポーツクラブ補助金に関して、積立金に対して、補助金が充当されているものがあつた。

積立金は、特別な場合を除き、一般的に補助対象経費とは認められないことから、今後は、補助対象経費の範囲について明確にするとともに運営に要した経費を十分に確認するなど適正に事務処理を行うよう要望する。

なお、令和2年度に支出した補助金については、関係課等と協議の上、交付要綱等にのっとり、適切に措置するよう要望する。

令和3年度の国際文化交流課の補助金の交付事務について、川越市地域の国際化貢献事業補助金に関して、交付要綱では、補助金は、補助対象経費の2分の1以内で、4万円を限度額とする旨規定されているが、補助対象経費の2分の1を超える額が補助金変更承認申請書により申請され、内容を十分に確認しないまま、承認し、補助金変更承認通知書を交付していた。(補助金は、今後交付予定。)

今後は、交付要綱にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

なお、補助事業については、その事業目的に照らして常に見直しを図り、終期設定等の運用方法についても検討され、今後とも適正に執行するよう併せて要望する。

【福祉部】

障害者福祉課の旅費の支出事務について、旅行命令書に関して、日当の調整欄の記載誤り、旅行期間の未記入、旅行命令権者の認印の押印もれ、金額欄の金額

誤り、発令年月日及び旅行期間に年度が未記入のもの等が多数あった件について、前回同様の指摘を受けたにもかかわらず今回も一部措置されておらず、4日以上
の旅行の命令権者誤り、旅行者の認印及び担当者照合済印の押印もれがあった。
また、旅費の請求もれ及び請求日誤りがあった。

今後は、旅費の運用の手引きにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

高齢者いきがい課の収入事務について、西後楽会館電柱設置ほか2件の行政財産
使用料に関して、起票した集合調定書の一部に金額誤りがあったため、新たに
集合調定書を起票したが、当初に起票した調定書について、直ちに取り消すべき
ところを取り消しを行っていなかった。

成年後見制度市長申立費用（本人負担分）に関しては、納付書の納期限の記載
がないものがあった件について、前回同様の指摘を受けたにもかかわらず今回も
措置されていなかった。また、納期限が設定されているものについて、いずれも
通知日から20日を超過していた。

今後は、会計規則にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

高齢者いきがい課の補助金の交付事務について、法人後見事業補助金に関して、
社会福祉法人の助成に関する条例及び社会福祉法人に対する助成の手続を定め
る規則に規定されている「財産目録及び貸借対照表」の添付がない申請書を受理
し、交付決定がされていた。

生きがい対策事業真寿窯運営費補助金に関しては、申請書、助成決定通知書、
実績報告書、確定通知書が、社会福祉法人に対する助成の手続きを定める規則の
様式と異なっていた。また、社会福祉法人の助成に関する条例及び社会福祉法人
に対する助成の手続を定める規則に規定されている「理由書」、「財産目録及び貸
借対照表」の添付がない申請書を受理し、交付決定がされていた。

今後は、社会福祉法人の助成に関する条例及び社会福祉法人に対する助成の手
続を定める規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。